

取調べの可視化 ニュース (通算第56号)

2023
第27号
2023.7.1

今号の特集

- ・司法面接～会内勉強会と意見書についてのご報告
- ・『被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会(第3回)』を開催しました
- ・各地の市民集会報告
- ・取調べの可視化フォーラム『泥棒に黙秘権があるか』『どつきまわすぞ!』～今でも取調室で起きていること～(2023年9月6日午後6時クレスト)のご案内

編集責任：取調べの可視化本部

司法面接～会内勉強会と意見書についてのご報告

取調べの可視化本部委員 植田 豊 (大阪弁護士会)

司法面接的手法によって実施された聴取結果の記録媒体に特別な証拠能力を付与する特則(記録媒体を主尋問に代替するといふもの)を新設する改正刑訴法が、性犯罪関連の刑法・刑訴法改正の一部として6月16日に成立しました。この特則は、刑訴法の大原則である伝聞法則に大きな変更をもたらす大いに問題のあるものです。

「司法面接」は、本年3月16日付で「司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する刑事訴訟法改正案」についての意見書を出しました。意見書の内容は、特則の適用要件として、①適用対象を子どもなど特に必要性の高い者に限定すること、②聴取主体を中立的な専門家とすべし、③司法面接のプロトコルに則つてなされなければならないものとする、④司法面接実施前の対象者の記憶汚染防止措置を講じ、実施後の対象者への接触において配慮すべきこと、⑤司法面接の適正性

について裁判の過程で検証する機会を与えなければならないこと、⑥子ども心理的負担軽減等のため、専門家を証言の指図等に配するなどを求めるものです。また、前述意見書の公表に先立つ3月14日に「司法面接について」の会内勉強会を開催しました。吉田瑞彦副会長に開会のご挨拶をいただき、司法面接についての簡単な解説(筆者)を行った後、基調報告「法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会の議論状況」(宮田桂子委員(第一東京)、特別報告「伝聞例外との関係をどう考えるか」(小坂井久・当本部副本部長)、講演「司法面接の利用と刑事証拠法」(緑大輔・一橋大学法科大学院教授)が行われました。宮田副会長からは、事務局試案(本特則と同内容)を見てどうもならないものだと驚いた、諮問事項が性犯罪被害者に関する点だったにもかかわらず広範囲なものとなっていることに裁判官からも疑問が呈され

た。その後、秋田真志・当本部副本部長をコーディネーターとして、緑教授、宮田委員、小坂井副本部長、飛田桂、当部委員によるパネルディスカッションが行われ、緑教授から、司法面接は心理学的知見と結びついたので、弁護士もしっかりと知見をもって戦うべきである、日弁連にバックアップ体制を持つべきではないかといった提言がなされました。法律はできたものの、今後の運用において、望ましいものとなることを目指していきたいと考えます。

その後、秋田真志・当本部副本部長をコーディネーターとして、緑教授、宮田委員、小坂井副本部長、飛田桂、当部委員によるパネルディスカッションが行われ、緑教授から、司法面接は心理学的知見と結びついたので、弁護士もしっかりと知見をもって戦うべきである、日弁連にバックアップ体制を持つべきではないかといった提言がなされました。法律はできたものの、今後の運用において、望ましいものとなることを目指していきたいと考えます。

その後、秋田真志・当本部副本部長をコーディネーターとして、緑教授、宮田委員、小坂井副本部長、飛田桂、当部委員によるパネルディスカッションが行われ、緑教授から、司法面接は心理学的知見と結びついたので、弁護士もしっかりと知見をもって戦うべきである、日弁連にバックアップ体制を持つべきではないかといった提言がなされました。法律はできたものの、今後の運用において、望ましいものとなることを目指していきたいと考えます。

「被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会(第3回)」を開催しました

取調べの可視化本部事務局次長 田村 真二 (鳥取県弁護士会)

本年4月14日、Zoomミーティングを使用して、被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会(第3回)を開催しました。本交流会は回を重ねるごとに申込者数が増加し、今回は140名を超える申込みをいただきました。

取調べの可視化の現状と課題についての説明、苦情申入れ及び監督対象行為についての解説を行ったうえで、3名の報告者から事例

を報告いただきました。出口聡一郎(佐賀県)からは、昨年4月の交流会に引き続き、佐賀県警の違法取調べに対する困窮訴訟についての報告、片山和成(大阪)と小原武史(鳥取)からは、苦情申入れによって取調べが改善された事例についてのご報告をいただきました。質疑応答・意見交換では、報告事例に対する質問にとまらず、

申込者の経験事例をお話しいただくなど、双方向の活発な議論がなされたと感じました。

取調べの全件・全過程の可視化実現のためには、取調べの問題事例を収集することが必要不可欠であることから、ご参加いただいた会員に改めて情報提供をお願いし、閉会となりました。

申込者の経験事例をお話しいただくなど、双方向の活発な議論がなされたと感じました。

各地の市民集会報告

可視化市民集会(福井)「泥棒に黙秘権があった刑事司法の関与の光を求めて私たちが知ることがある」を開催しました

取調べの可視化本部事務局次長 端 将一郎 (福井県弁護士会)

本年2月5日、映画監督の周防正行氏と美濃加茂市長の藤井浩人氏を講師にお迎えし、福井市において可視化市民集会を開催しました。

時代の刑事司法制度特別部会」の委員を務められた経験も踏まえ、取調べの全件可視化が必要であるといふこと、ひいては取調べへの弁護士の立会いが必要であるといふことをお話いただきました。また

北海道帯広市でも取調べの可視化の市民集会を開催しました

取調べの可視化本部委員 山回 耕司 (北海道弁護士会)

本年2月18日に北海道帯広市において、取調べの全件可視化を求める市民集会を開催しました。

ろさんから、検察官はストーリーに沿った調書を作り、調書の訂正を求めている内容のない調書を作成する程度で実質的な内容を訂正しないなどの可視化制度導入前の経験談をインタビュー形式でお話していただきました。

「警察による証拠改ざんや恣意な取調べの全面可視化を求める市民集会」を開催報告(山手)

取調べの可視化本部委員 作山 直輝 (山手県弁護士会)

本年2月28日、可視化を求める市民集会を盛岡市内で開催し、会場には約30名の参加者が詰めかけました。

発出したものの、若手県警からは十分な説明がされていないとの報告がありました。次に、プレランス事件について

冒頭、日高拓郎(山手)から、若手県警が関係者の供述調書を改ざんした事案につき、若手弁護士会は、再発防止策等の提示を求める会長声明や公開質問状を

当本部の秋田真志副本部長及び山岸忍さんから講演をいただきました。秋田副本部長からは、同事件で検察官が脅迫的ないし誘導的な取調べを行ったのは、検察官が当

取調べの可視化フォーラム「泥棒に黙秘権があるか」どつきまわすぞ!～今でも取調室で起きていること～(2023年9月6日午後6時クレスト)のご案内

取調べの可視化本部事務局次長 吉田 茂 (第一東京弁護士会)

改正刑訴法により裁判員裁判対象事件等については録音・録画が義務付けられたものの、全事件のごく一部。在宅事件の取調べや警察での取調べに至っては、いまだ

完全に密室の中で、そこでは何が起きているのか。本フォーラムでは、最近の3つの事件を題材に、布川事件の桜井昌司さん、映画監督の周防正行

た、藤井氏からは、「自身が体験した人権を無視するような取調べ体験をお話いただきました。会場には約120名の参加者が詰めかけ、市民の方にもお2人のお話に関心をもっていただきました。市民の関心を高めていくことが、3年後見直しの形骸化を防ぐことに繋がると、今回、市民集会を実施して強く感じました。

山下事件、厚労省の村木さんの事件、オウム真理教の事件などを題材に問題のある取調べ・捜査のお話をされ、警察内部には可視化に反対していない人がいることなど、ご経験に基づいたお話をさせていただきました。

参加者は現地・リモート併せて約80名でした。質疑応答では、取調べの可視化の重要性を感得された趣旨の質問をいただき、参加された道民の方々に全件・全過程可視化の必要性が伝わったものと思っております。

初の見立てに固執したことが原因であるとお話いただき、山岸忍さんからは、内容虚偽の供述調書を見た際は愕然とした思いであったことなどを語っていただきました。最後に、吉江暢洋(山手)から、供述調書の改ざんなど違法な取調べを防止するため、全事件の取調べを録音・録画を義務付け取調べ状況の事後的検証を可能とすべきであるとの提言がありました。

若手弁護士会では今後でも可視化実現に向けた取組を続けていく所存です。

んちを交えて、これからの刑事司法の在り方について議論いただきます。奮ってご参加ください。申込みはこちらから。

